

福井県知事
西川 一 誠 様

平成 27 年 11 月 25 日

福井県労働者福祉協議会

会 長 山 岸 克 司

平成 28 年度の予算編成期にかかる諸制度への要望書

福井県におかれましては、日頃より県民のくらしの向上、福祉の充実にご尽力されていますことに対し、心から感謝を申し上げます。

また、日頃は福井県労働者福祉協議会（労福協）に対しまして、ご指導とご支援を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

近年、わが国は、所得再配分機能が劣化し、正規から非正規労働者への置き換え、低所得者の増大、生活保護受給者の急増、子どもへの貧困の連鎖、メンタル不調者の増大というような将来希望の持てない社会になってきました。

このように労働者福祉をめぐる状況は大変厳しいものがありますが、私たちは、労働運動、労働者自主福祉運動の推進に力を入れ、共助拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、本年度も下記内容について要請をいたしますので、実現に向けてご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

(1) ライフサポート事業に対する支援の充実について

当協議会は、平成 19 年 8 月に「ライフサポートセンター福井」を開設し、県の補助事業として支援を継続していただきながら、勤労者・生活者の視点に立ち県民の皆様にご利用いただける相談所として、労働相談から生活上の困り事や悩み事まで幅広く対応して成果を上げてまいりました。（開設後の相談件数は 2,828 件）

さらに、当協議会は、近年特に、働く仲間のメンタル対策が重要度を増してきていることから、連合福井と共同で「こころ支えるネットワーク事業」を平成 26 年からスタートさせました。この事業は、①メンタル不調の予防支援、②カウンセリングによるメンタル不調者の回復、③休職中にあるメンタル不調者の職場復帰支援を 3 本柱としています。

具体的には、一般財団法人メンタルケア協会が認定する「メンタルケア・スペシャリスト」を第 1 期の目標として 3 年間で 150 人養成することを目指し、認定された者がそれぞれ所属する企業においてメンタルケア推進員などの役割を担い、職場におけるメンタル対策を推進してメンタル不調者の発生を防いでいきます。また、すでにメンタル不調を抱えている労働者向けに、専用フリーダイヤルでの相談対応やメンタルケア・スペシャリストによる対話ケアの実施など、メンタル不調者の自立回復を支援してまいります。

こうした取り組みがすみやかに普及・拡大し、労働者の心の健康が確保されるよう、県の補助事業として「こころ支えるネットワーク事業」を推進するためのご支援をお願い致します。

(2) 制度融資「勤労者生活安定資金」の継続並びに周知のお願い

勤労者ライフプラン資金融資制度は、「勤労者生活安定資金制度」として昭和53年の制度発足以来、県下自治体統一制度として延べ約8万6,800人・839億円(平成27年3月末)の勤労者の方にご利用いただいております。また、平成17年度からは「勤労者育児・介護休業生活資金」が新設され、制度も拡充されました。

平成23年度からは、印鑑証明書を徴求不要として頂き、必要書類の簡素化が図られたこともあり、多くの勤労者に利用しやすい制度となっております。

来年度も勤労者に幅広く利用できる現行制度(預託金方式)を継続いただくとともに、これら制度内容について幅広く県民に周知すべく広報誌等に掲載をお願いします。

(3) 福井県勤労者住宅資金利子補給制度について

福井県勤労者住宅資金利子補給制度は、平成27年4月1日付要綱改訂にて、対象者となる条件の一つである「所得の金額」を、250万円から350万円に引き上げていただき条件が緩和されたことにより、平成27年度は9月末時点で、既に111件・4億9,800万円の実績となっており、年度末には補給対象融資枠8億円近くまでの実績が見込めます。

22年度	197件	7億8,300万円
23年度	96件	3億6,400万円
24年度	134件	5億1,849万円
25年度	142件	5億4,100万円
26年度	121件	4億6,772万円

このように、県内勤労者の住宅取得支援制度としての福井県勤労者住宅資金利子補給制度の役割は非常に大きく、是非、来年度も制度の継続をお願い致します。

(4) 多重債務者対策に係る情報交換並びに連携のお願い

北陸労働金庫においても、平成19年に「北陸ろうきん生活応援・多重債務対策本部」を設置し、労福協・会員と連携を図りながら、多重債務問題を積極的に取り組んでおります。

- ・福井地区では「ライフサポートセンター福井」への職員派遣、「くらしなんでも相談会」への相談員の派遣など、労福協と連携し多重債務に関する相談活動を展開しています。
- ・会員とはセミナー・学習会等による多重債務やマネートラブルに対する予防・啓発・相談活動などを展開するとともに、「北陸ろうきん相談ネットワーク」として弁護士・司法書士とのネットワークの構築し、多重債務者の問題解決に努めています。

今後も、「福井県多重債務者対策協議会」との情報交換並びに連携をお願い致します。

(5) 生活困窮者自立に向けた支援のお願い

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、各自治体において自立相談支援事業や就労準備支援事業など取り組まれているところです。

現在全国では貧困率が16%、多重債務や非正規雇用により生活困窮に陥ったり、必要な借り入れができない人が増えると予想されています。

「幸福度日本一」といわれる福井県において、安心して暮らせる福井県の実現のための施策は今後重要と思われます。生活困窮世帯への生活相談と貸付事業を労働福祉団体が協力して取り組むために、相談室の設置や人的配置、自治体や社協との連携強化のための環境整備への支援をお願いします。

(6) 女性の活躍支援、若者の定住のためのさらなる取り組み推進について

県においては、女性の活躍推進のための企業支援や若者の福井県での就職のための支援に取り組んでおられ敬意を表します。

女性や若者が元気にイキイキと働き、活躍することは、今後の福井県の活性化のために欠かせないことです。生協としても職場におけるワークライフ・バランスの取り組み、子育て支援事業、婚活事業などに取り組み、活力ある福井県づくりに協力してまいります。

県においては、女性が職場等においてリーダーとして活躍できるよう引き続き支援を行うとともに、人口減少対策として都市圏在住者等のUターン・Iターンの促進、結婚や出産を後押しする縁結び活動の拡大等をよろしく願います。

(7) 介護予防への取り組み支援のお願い

現在生協の介護事業所において、通常の介護支援に加え、地域の高齢者を対象におしゃべりや相談会などサロンやカフェ活動に取り組み、多くの参加をいただいています。

今後は、ロコモ体操やコグニサイズ（運動と認知課題を組み合わせた認知症予防の取り組み）など介護にならないための健康づくりのニーズが増えると思われ、要介護者が減れば自治体の介護保険財政の削減にもつながります。

生協としては、そうしたニーズにも応えられる介護予防の取組みを充実させていきたいと考えておりますので、ロコモ体操等の運動指導ができるインストラクター等の紹介・派遣や経費の支援をお願いします。

(8) 自然災害発生等に対する災害ボランティア活動推進のための支援のお願い

9月10日に発生した台風18号による豪雨水害において、福井県では茨城県常総市へのボランティアバスを迅速に運行し、県民のボランティア活動を支援されたことについて敬意を表します。生協の職員も参加させていただきました。

ただ応募者が多くすぐに定員となり、参加できなかった県民の人も多くおられたようです。ボランティアに参加された人や組合員から、生協でも独自にボランティアバスを運行して欲しいと要望が出されました。

県のボランティアバスは、「福井県災害ボランティア活動基金」をもとに運行されていると認識しています。県以外の民間が運行する災害ボランティアバスへの補助制度を作り、ボランティア活動のさらなる推進を図っていただけるようお願いいたします。

(9) 木造住宅耐震化事業の補助金制度のさらなる告知活動強化のお願い

近年、台風等による自然災害や地震が全国各地で頻発し、人命や住宅に甚大な被害が発生しています。

全労済では保障の生協として、自然災害や地震による住宅への損害から、生活と住宅を再建することを目的に火災共済・自然災害共済の普及活動に努めています。

県におかれましても各市町と連携され、大規模地震から家族や財産、命を守るための福井県木造住宅耐震化促進事業を展開されており、共通の目的と推測いたします。

つきましては、県民の皆さんが万一の大規模災害に備えるという視点で、県の木造住宅耐震化事業の補助金制度のさらなる告知活動を広報等にて強化いただきますようご要請いたします。

以上